

公 告

海上自衛隊舞鶴基地業務隊司令
(公印省略)

舞鶴地区(舞鶴基地業務隊司令の掌握範囲)の海上自衛隊施設において、食堂を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 設置場所、設置業種及び店舗数

- (1) 設置場所 舞鶴地方総監部厚生センター(京都府舞鶴市余部下1190番地)
- (2) 設置業種及び店舗数 食堂 1店舗

4 募集要項の配布要領

- (1) 期 間 : 令和4年9月7日(水)午前8時から、令和4年9月21日(水)午後4時45分(ただし、平日16時45分から翌日8時及び11時から12時までの間と、土日祝日を除く。)
- (2) 担 当 : 下記第7項「問い合わせ先」のとおり。
- (3) その他 : 配布は郵送、手交により行う。来隊しての配布を希望する場合は、希望日の前日16時45分(ただし、平日16時45分から翌日8時、11時から12時までの間と、土日祝日を除く。)までに下記「問い合わせ先」へ電話により調整をすること。

5 公募説明会

- (1) 日 時 : 令和4年9月26日(月)10時00分から
- (2) 場 所 : 舞鶴地方総監部厚生センター
- (3) 説明事項 : 募集要項、仕様書の内容及び現場説明
- (4) 携 行 品 : 募集要項、仕様書、参加者の印鑑(認印可)及び顔写真付の身分証明書(運転免許証等)
- (5) 注意事項 : ア 本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができない。
イ 参加希望者は、①会社等の名称、②出席者氏名(各業者1名)、③連絡先を令和4年9月21日(水)16時45分(ただし、平日16時45分から翌日8時、11時から12時までの間と、土日祝日を除く。)までに電話等にて下記「問い合わせ先」へ通知すること。
- (6) そ の 他 : 新型コロナウイルス感染症対策のため、日時、場所等を変更する場合がある。

6 その他

細部の内容は、募集要項及び仕様書による。

7 問い合わせ先

〒625-0087

京都府舞鶴市余部下1190番地

海上自衛隊舞鶴基地業務隊厚生科(担当:泉)

電話:0773-62-2250(内線:2451)

(ただし、平日16時45分から翌日8時、11時から12時までの間と、土日祝日を除く。)